

社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会
マスコットキャラクターデザイン募集実施要項

1 趣旨

佐野市社会福祉協議会(以下、本会)は令和6年度に合併20周年という節目の年を迎えますが、地域福祉の推進に係る本会の様々な活動をより多くの方に知っていただき、今後もより身近で親しみやすい団体になりたい。という思いから、愛着をもってもらえるマスコットキャラクターを募集します。

2 応募資格

- (1) 佐野市内在住または、通勤・通学をしている方のみとします。
- (2) 応募には居住地、年齢、職業、プロ、アマチュアの制限はありません。但し、反社会的勢力は除外します。
- (3) 応募時点で 中学生以下の方は、応募にあたり保護者の同意が必要です。(応募用紙に同意欄あり)

3 応募条件

- (1) 宗教活動・政治活動に関することや、公共の福祉に反することを連想させるものは、応募できません。
- (2) 応募作品は、応募者が著作権を有するオリジナル作品で、他の作品と同一または類似していない未公表の作品とし、他のコンテスト等に入賞したことがないものに限ります。著作権等の権利を侵害する作品は応募できません。
- (3) 応募作品は、第三者が著作権等の権利を有している著作物を利用していないものとし、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、主催者(本会)は一切の責任を負わず、応募者が対処するものとします。
- (4) 応募作品は、採用・不採用に関わらず、応募用紙等の返却はしません。

4 募集内容

本会マスコットキャラクターのデザイン

※「キャラクターの愛称」及び「キャラクターのプロフィール」（キャラクターの解説、込められた作者の思いなど）を含みます。

5 募集期間

令和7年1月1日（水）～3月31日（月）必着

6 応募方法

(1) 応募にあたって

- ① 「佐野市社会福祉協議会」、「やさしさ」、「ささえあい」、「つながり」、「明るさ」、「元気」をイメージした親しみやすくポップなキャラクターで、キャラクターと一緒に福祉のまちづくりを PR していくことを想像して表現してください。
- ② キャラクターのモチーフは人や動物、植物など自由です。またキャラクターに文字で修飾することも可能です。

(2) 応募方法

- ① マスコットキャラクターデザイン作成用紙あるいは、それに準じた用紙（A4サイズ白色）を使用し、マスコットキャラクターのデザイン画と必要事項を記入した「応募用紙」を添えて折り曲げずに郵送または、持参により提出してください。（ファックス不可）
- ② 1人（1グループ）1作品まで応募できます。
マスコットキャラクターのデザインは、着ぐるみ（大人着用）やぬいぐるみなどで使用予定です。いろいろな動きやポーズがとれるものとします。
- ③ マスコットキャラクターのデザイン画は、正面を向き全身がわかるカラーデザインのものとなります。

※側面、背面は任意

- ④ CD-R等の記録媒体やEメールへの添付による応募も可能です。その場合のデータファイル形式は、jpeg・gif・png・pdfのいずれかとします。
※macの場合は、windowsで読み込みできるようにしてください。
※メールでの応募の場合は、容量を3MB以下のファイルとします。
- ⑥ 作品の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とします。また、郵送中の作品の紛失、毀損等については、本会は一切の責任を負いません。
- ⑦ 応募用紙を提出する際、必ず日付を記入ください。

7 応募先

(1) 窓口持参の場合

佐野本所

〒327-0003

佐野市大橋町 3212-27(佐野市総合福祉センター内)

田沼支所

〒327-0323

佐野市戸奈良町 1-1(田沼中央公民館内)

葛生支所

〒327-0325

佐野市あくど町 3084(葛生あくど保健センター内)

(2) 郵送の場合

(作品提出先)

社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会

〒327-0003

佐野市大橋町 3212-27(佐野市総合福祉センター内)

総務福祉課地域福祉推進係

(3) メールの場合

(作品送付先)

chiiki@sanoshakyo.or.jp

※件名に「佐野市社協マスコットキャラクターデザイン応募」といれてください。

8 賞及び副賞

最優秀賞 1点 / 副賞 50,000円

※応募時点で中学生以下の方は、同額の図書券またはクオカードになる場合があります。

9 選考方法

本会のホームページや公式 SNS 等を利用した一般市民による投票等により決定します。

10 最優秀作品（採用作品）の取り扱い

- (1) 最優秀作品は、本会のマスコットキャラクターとして、様々な場面での PR 活動などに広く活用する予定です。
- (2) 採用したマスコットキャラクターの活用にあたっては、デザインや色彩、愛称、プロフィール等の補正・修正等を行う場合があります。
- (3) マスコットキャラクターの活用期間については、キャラクターの変更等、本会の都合により終了する場合があります。

11 最優秀作品（採用作品）の法的取り扱い

- (1) 採用されたマスコットキャラクターについての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）等すべての知的財産権は、本会に移転します。
- (2) 最優秀賞の受賞者は、本会が当該作品を活用するにあたって、著作者人格権

を行使しないものとしします。

- (3) 最優秀賞の受賞者は、本会に受賞作品として選考されたことを条件に、上記 11.(1)及び 11.(2)を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとします。
- (4) 最優秀賞の受賞者は、本会が採用作品の商標・意匠の出願登録することを認めることとします。また、商標・意匠登録、商品化などに関する対価は無償とします。
- (5) 最優秀賞の受賞作品が権利侵害などで第三者に損害を与えた場合は、本会は一切の責任を負わないものとしします。また、本会が損害を被った場合は、最優秀賞の受賞者が損害賠償をするものとしします。
- (6) 受賞発表後、既に発表のデザインやキャラクターと同一、もしくは類似の作品、または他の著作権を侵害していることが明確となった場合は、受賞決定後であっても取り消すことがあります。また、既に賞金を授与した後にその事実が判明した場合は、賞金を返還していただきます。

1 2 個人情報の取り扱い

- (1) 今回の募集に際して応募者から取得した個人情報については、作品の審査、発表、表彰、応募状況の集計以外の目的で使用することはありません。
- (2) 受賞者の発表の際は、住所（町名まで）と氏名、学生の場合は、学年を公表します。
- (3) 上記事項については、応募された段階で応募者及び 18 歳未満の方は保護者の同意が得られたものとしします。

1 3 結果発表

令和 7 年 7 月中旬に受賞者へ通知します。その後本会ホームページ・公式 SNS 等でも発表します。受賞者以外の応募者は、本会ホームページ・公式 SNS 等への掲載をもって結果通知に代えさせていただきます。

15 問い合わせ先

社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会 総務福祉課地域福祉推進係

〒327-0003 佐野市大橋町 3212-27(佐野市総合福祉センター内)

TEL：0283-22-8136 ファクス：0283-22-8199

メール：chiiki@sanoshakyo.or.jp